

京都市眺望景観創生条例施行規則を公布する。

平成19年8月31日

京都市長 梶本 頼兼

京都市規則第33号

京都市眺望景観創生条例施行規則

(用語)

第1条 この規則において使用する用語は、京都市眺望景観創生条例（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

(眺望景観保全地域の提案)

第2条 条例第7条第1項の規定による提案をしようとする者は、提案書（第1号様式）に別表第1に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

(認定の申請)

第3条 条例第9条第1項の規定による認定を受けようとする者は、認定・変更認定申請書（第2号様式）の正本及び副本に、それぞれ別表第2に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、認定又は不認定を決定し、認定通知書又は不認定通知書に認定・変更認定申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付する。

(計画の変更に係る認定を要しない軽微な変更)

第4条 条例第9条第1項に規定する別に定める軽微な変更は、建築物等の外観の変更を伴わない間仕切りその他これに類するものの変更とする。

(完了等の届出等)

第5条 条例第10条第1項の規定による行為の完了の届出は、当該行為が完了した日から4日以内に、行為完了届（第3号様式）により行うものとする。

2 条例第10条第2項の規定による行為の中止の届出は、当該行為を中止した日から4日以

内に、行為中止届（第4号様式）により行うものとする。

3 前項の場合において、行為の着手後に当該行為を中止したときは、同項の届出書には、原状回復その他の当該行為の中止後の措置に関する計画書を添付しなければならない。

4 市長は、条例第9条第1項の規定による認定に係る行為の着手後に当該行為を中止した者に対し、原状回復その他の当該行為の中止後の措置について、必要な指示をすることがある。

（建築物等の建築等に関する届出）

第6条 条例第11条第1項本文の規定による届出をしようとする者は、建築等届（第5号様式）の正本及び副本に、それぞれ別表第2に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

（制限の緩和に係る許可の申請等）

第7条 条例第13条第1項又は第14条第1項の規定による許可を受けようとする者は、許可申請書（第6号様式）の正本及び副本に、それぞれ別表第2に掲げる図書その他市長が必要と認める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、許可又は不許可を決定し、許可通知書又は不許可通知書に許可申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に交付する。

（公示の方法）

第8条 条例第16条第3項に規定する別に定める方法は、市役所及び区役所の掲示場への掲示とする。

（違反建築物の設計者等の通知）

第9条 条例第17条に規定する別に定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第16条第1項又は第2項の規定による命令（以下「命令」という。）に係る建築物の概要

(2) 前号の建築物の設計者等に係る違反の事実の概要

(3) 命令するまでの経過及び命令後に市長が講じた措置

(4) 前3号に掲げる事項のほか、参考となる事項

2 条例第17条の規定による通知は、文書をもって行うものとし、当該通知には命令書の写

し及び関係図書を添えるものとする。

(身分証明書)

第10条 条例第19条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、第7号様式とする。

附 則

この規則は、平成19年9月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

図 書	明 示 す べ き 事 項
地 図	提案する視対象及び視点場の位置
カ ラ ー 写 真	提案する視対象及び視点場から眺めることができる視対象

別表第2 (第3条, 第6条及び第7条関係)

図 書	明 示 す べ き 事 項
付 近 見 取 図	縮尺, 方位, 道路及び目標となる地物
配 置 図	縮尺, 方位, 敷地境界線, 敷地内における建築物等の位置, 申請又は届出に係る建築物等と他の建築物等の別並びに敷地が接する道路の位置及び幅員
各 階 平 面 図	縮尺, 方位, 間取り, 各室の用途, 面積並びに壁, 開口部, 建築設備及び工作物の位置
着色した各面の立面図	縮尺, 開口部の位置並びに外壁及び屋根の仕上材料及び色彩
2 面 以 上 の 断 面 図	縮尺, 床の高さ, 各階の高さ, 軒及びひさしの出, 軒の高さ並びに建築物の高さ
カ ラ ー 写 真	当該敷地及び当該敷地周辺の状況

備考1 付近見取図にあっては、縮尺が2,500分の1以上であるものとする。

2 各階平面図, 立面図及び断面図にあっては、縮尺が100分の1以上であるものとする。ただし、建築物等の規模が大きいため、適切に表示することができないときは、この限りでない。

3 立面図の色彩は、日本工業規格Z8721に基づいて表示するものとする。

4 第3条第1項の規定による申請にあっては、配置図, 立面図及び断面図に、この表に掲げる事項のほか、土地の高低及び標高並びに建築物等の各部分の標高を明示するものとする。

提 案 書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
提案者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	提案者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）  電話

京都市眺望景観創生条例第7条第1項の規定により眺望景観保全地域として指定することを提案します。	
視 対 象	
視 点 場	
提 案 の 理 由	

認 定 申 請 書  
 変 更 認 定

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）
	電話 -

京都市眺望景観創生条例第9条第1項の規定により建築等の計画の <input type="checkbox"/> 認 定 <input type="checkbox"/> 変 更 認 定 を申請します。				
眺望景観保全地域の名称				
敷 地	地名及び地番	京都市 区		
	面積	平方メートル		
行 為 の 対 象		<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工作物		
行 為 の 種 別		<input type="checkbox"/> 新築又は新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる模様替え		
建 築 主		住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		
		氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）		
		電話 -		
設 計 者		住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		
		氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）	資格 級建築士 登録第 号	
		建築士事務所名 電話 -	登録 級建築士事務所 知事登録第 号	
工 事 監 理 者		住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		
		氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）	資格 級建築士 登録第 号	
		建築士事務所名 電話 -	登録 級建築士事務所 知事登録第 号	
工 事 施 工 者		住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		
		氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）		
		<input type="checkbox"/> 国土交通大臣 許可 ( ) 第 号 <input type="checkbox"/> 知 事		
建築物等の最高部の位置				
建築物等の最高部の標高		メートル		
建 築 物 等 の 概 要		申 請 部 分	申 請 以 外 の 部 分	合 計
	構 造			
	規 模			
	高 さ	メートル	メートル	

- 注1 該当する□には、レ印を記入してください。
- 2 「建築物等の最高部」とは、階段室、昇降機塔その他これらに類する建築物の屋上部分がある場合にあっては、当該部分の最高部をいいます。
- 3 建築物等の最高部の位置の欄は、平成14年1月10日国土交通省告示第9号に規定する平面直角座標系による座標値を、小数点以下3位まで記入してください。
- 4 「標高」とは、東京湾の平均海面からの高さをいいます。
- 5 建築物等の概要の欄のうち規模の欄は、建築物にあっては階数及び延べ面積を、工作物にあっては水平投影面積を記入してください。

行 為 完 了 届

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所 (法人にあっては, 主たる事務所の所在地)	届出者の氏名 (法人にあっては, 名称及び代表者名)  電話 -

京都市眺望景観創生条例第10条第1項の規定により行為の完了を届け出ます。	
認定の年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
敷地の地名及び地番	京都市 区
建 築 主	住所 (法人にあっては, 主たる事務所の所在地)
	氏名 (法人にあっては, 名称及び代表者名)  電話 -
工 事 施 工 者	住所 (法人にあっては, 主たる事務所の所在地)
	氏名 (法人にあっては, 名称及び代表者名)  電話 -
完了年月日	年 月 日

行 為 中 止 届

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）  電話 -

京都市眺望景観創生条例第10条第2項の規定により行為の中止を届け出ます。	
認定の年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
敷地の地名及び地番	京都市 区
建 築 主	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
	氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）  電話 -
工 事 施 工 者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
	氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）  電話 -
中 止 年 月 日	年 月 日
中 止 の 理 由	

建 築 等 届

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話 -

京都市眺望景観創生条例第11条第1項本文の規定により届け出ます。

眺望景観保全地域の名称	区域の種別	<input type="checkbox"/> 近景デザイン保全区域 <input type="checkbox"/> 遠景デザイン保全区域
敷地 地名及び地番 敷地面積	京都市 区	平方メートル
行為の対象	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工作物	
行為の種別	<input type="checkbox"/> 新築又は新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 色彩の変更 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる模様替え	
建 築 主	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	
	氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話 -	
設 計 者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	
	氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）	資格 級建築士 登録第 号
	建築士事務所名 電話 -	登録 級建築士事務所 知事登録第 号
工 事 監 理 者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	
	氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）	資格 級建築士 登録第 号
	建築士事務所名 電話 -	登録 級建築士事務所 知事登録第 号
工 事 施 工 者	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	
	氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話 -	<input type="checkbox"/> 国土交通大臣 許可（ ）第 号 <input type="checkbox"/> 知 事

建 築 等 概	建 築 物			工 作 物				
	種 類 及 び 用 途	届 出 部 分	届 出 以 外 の 部 分	合 計	自 動 車 台 数	届 出 部 分	届 出 以 外 の 部 分	合 計
	建築面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル	色 彩			
	延べ面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル	そ の 他 の 工 作 物	種 類 及 び 用 途		
	建築物の高さ	メートル	メートル	メートル		水 平 投 影 面 積	平方メートル	平方メートル
屋 根	構 造	( 階 )	( 階 )		高 さ	メートル	メートル	メートル
	形 状				最 上 部 の 高 さ	メートル	メートル	
		仕上材料				仕 上 材 料 色 彩		
外 壁	形 状							
	仕上材料							
	色 彩							
着 工 予 定 年 月 日		年 月 日	完 了 予 定 年 月 日		年 月 日			

注 該当する□には、レ印を記入してください。



許可申請書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名)
	電話 -

京都市眺望景観創生条例	<input type="checkbox"/> 第13条第1項 <input type="checkbox"/> 第14条第1項			の規定により行為の制限の緩和に係る許可を申請します。
眺望景観保全地域の名称				
敷地の地名及び地番	京都市 区			
行為の対象	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> 工作物			
行為の種別	<input type="checkbox"/> 新築又は新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる修繕 <input type="checkbox"/> 外観を変更することとなる模様替え			
建 築 主	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)			
	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名)			
設 計 者	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)			
	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名)		資格	登録第 号
	建築士事務所名		登録	級建築士事務所 知事登録第 号
工 事 監 理 者	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)			
	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名)		資格	登録第 号
	建築士事務所名		登録	級建築士事務所 知事登録第 号
工 事 施 工 者	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)			
	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名)			
	<input type="checkbox"/> 国土交通大臣 <input type="checkbox"/> 知事		許可 ( ) 第	号
建築物等の最高部の位置				
建築物等の最高部の標高	メートル			
建 築 物 等 の 概 要		申 請 部 分	申 請 以 外 の 部 分	合 計
	構 造			
	規 模			
	高 さ	メートル	メートル	

- 注1 該当する□には、レ印を記入してください。
- 2 「建築物等の最高部」とは、階段室、昇降機塔その他これらに類する建築物の屋上部分がある場合にあっては、当該部分の最高部をいいます。
- 3 建築物等の最高部の位置の欄は、平成14年1月10日国土交通省告示第9号に規定する平面直角座標系による座標値を、小数点以下3位まで記入してください。
- 4 「標高」とは、東京湾の平均海面からの高さをいいます。
- 5 建築物等の概要の欄のうち規模の欄は、建築物にあっては階数及び延べ面積を、工作物にあっては水平投影面積を記入してください。

第 号

身 分 証 明 書

所属  
職名  
氏名

年 月 日生

上記の者は、京都市眺望景観創生条例第19条第1項の規定により立入調査、立入  
検査又は質問を行う職員であることを証明します。

年 月 日

京都市長



(都市計画局都市景観部市街地景観課)